

平成30年（2018年）3月9日

## 東日本大震災から7年を迎えるにあたって（会長声明）

岩手県司法書士会

会長 小山田 泰彦

まもなく震災から7年が経過します。土地のかさ上げ工事や区画整理事業、災害公営住宅の建設などが進み、まちの様子は大きく様変わりしました。

他方で、約6000人の方々は今なお応急仮設住宅での生活が続いており、避難生活の長期化に伴う心身のケアは、最も優先されるべき事柄です。中でも、経済的な事情や今後の生活への不安から「退去したくてもできない」状況の方々に対する配慮やサポートは特に重要です。

沿岸地域では、震災以前から抱えていた高齢化や人口減少、産業の空洞化といった課題がさらに進行しています。災害公営住宅へ転居した後の孤立を防ぐためには、行政や関係機関が互いに連携し合い、よりきめ細やかな支援を続けることが必要です。また、「東日本大震災特別家賃低減事業」による家賃補助の縮小や、収入超過世帯の家賃増額負担など災害公営住宅の家賃を取り巻く問題は、生活再建に直接影響を与えることから、入居者の実情を踏まえたさらなる配慮が求められます。

政府が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、2016年3月で「集中復興期」が終わり、2021年3月までが「復興・創生期間」となるとされ、これからはまさに、復興期間の「総仕上げ」とも言われています。

けれども、人々の生活再建に向けた課題や悩みごとは様々で、すべての人が同じゴールを目指しているわけではなく、インフラの整備や住宅建設のように期限が決められているものでもありません。「復興を成し遂げる」ことを強調するあまり、急かされていると感じたり、「取り残された」との不安を覚える方もいるはずです。

そして、月日の経過とともに「震災は過去のできごと」との認識が広まることには強い懸念を抱いています。必要なときに手助けができるよう、これから先も現地へ足を運び、地域や人々を見守り続けることこそが、復興へ向かう方々の支えになると思っています。

当会では、全国の司法書士会員の協力のもと、宮古市以南のすべての仮設住宅を対象とする「戸別巡回見守り相談」を続けてきた経験があります。

これからも、生活再建を目指す方々や地域を見守り、支援する活動を続けていきます。